

担い手育成 総合支援協議会だより



とちもとちから
榎本力代表（後列中央）、木下専務（後列左）と従業員の皆さん

木曾の農業に新風を吹き込む

有限会社 信州グリーンサポート 木曾郡木曾町三岳6824番地9

平成16年3月、14名の出資者により「有限会社 信州グリーンサポート」が設立されました。町村行政の枠を超えた地域を活動範囲とし、地域の農業や農地を守ることはもちろん、暮らしに関わる部分まで広く事業を展開しています。

3年前からは、木曾地域では初めてとなるアルストロメリアの栽培を手がけ、新たな木曾農業のパイオニアとして活躍しております。

Index

- 認定農業者 「(有)信州グリーンサポート」
- 県・地域の動き 「南牧村」ほか
- 経営セミナー 「農商工連携事業について」
- 視点 「改正農地法と新しい集落営農の可能性」
- 農業・農政知識 「農地利用集積円滑化事業とは」
- インフォメーション 「農地情報提供システム」
- 支援の窓 「平成二十一年度経営改善セミナー」

農作業受託と花栽培で法人を設立し

地域農業に新風を吹き込む

地域が困っているから支援をしたい

木曾は他の地域に先行して担い手の高齢化の進行や、耕作放棄地が増加しています。

「このままでは木曾の地域が疲弊し、農業もだめになってしまふ。何か新しい仕組みをつくらなければ」と、「有限会社信州グリーンサポート」代表の榎本力さんは設立当時を振り返って熱く語ります。

「個人でできることは限られている。組織で解決す



地域の農業を維持するには新たな仕組みが必要と語る榎本代表④

るためには法人化し、いろいろなことに挑戦しなければ解決できない」と、十四人の仲間を集め、三岳村(現木曾町)や農業改良普及センターの指導・協力を得て、平成十六年三月に「有限会社信州グリーンサポート」が設立されました。農業生産法人として立ち上がった会社は、ラジコンヘリコプターを用いたイモチ病、カメムシの防除のほか、中部機械化利用組合が所有する農業機械を使って多くの作業受託を行うとともに、水田一・二畝を受託しました。

木曾の水田は基盤整備が進んでおらず、小さく不整形な水田が各所に散らばっている状態で、作業効率は悪く、大規模経営とはとても呼べるものではありません。ソバも三畝程度受けて栽培を行いました。遠距離のほ場では播種した後の草刈り等の管理が行き届かず、地域の人からクレームをも



水田の作業受託

らうような状態でした。そうしたこともあり、ソバは徐々に縮小せざるを得ませんでした。このように、農業生産法人であるものの、農地を集積し、受託作業だけで経営することは木曾の地域では不可能です。そのためには、農業以外の事業も積極的に取り入れ、会社として経営が成り立つ仕組みが必要でした。

地域の産業であるスキー場の除雪作業を請け負うとともに、会社がスタートして三年目には、郵政民営化

がはじまり、郵便の集配等の業務を請け負うことにより、ようやく収支がトントンになるまでにこぎつけました。

従業員の間で就労ができて、安定的な収入を得られるようになったことが、会社経営の基礎を築く上で重要な柱になっています。

アルストロメリア栽培への取り組み

専務の木下穂積さんは、会社設立当時、全農長野の職員として花き関係の業務に携わっており、現役の時から木曾で花の栽培を行いたいとの夢を持ち、プランを練っていました。

中国における花の状況を視察にいった際、バラ、カーネーション、キク、ユリ等日本で主に栽培されている花はすべてありましたが、アルストロメリアだけは一本も見かけませんでした。これから花き経営を行うためには輸入圧力が無い品目が絶対必要とのことから、アルストロメリアに絞って構想を描きました。

アルストロメリア栽培施設の概要

当初、二十畝程度でスタートする予定でしたが、地域の農業をささえる経営として自立できる規模は、四十〜五十畝は必要であろうと、現在の規模に設定しま

で推奨している超低コスト耐候性ハウスを導入し、ハウスは、すべて連棟で建設されています。

ハウスの中に入ると、圧迫感が無く、非常に明るく、骨材による日陰も気になりませんでした。冬期間の日照が少ないときには超低コスト耐候性ハウスの特性が十分発揮され、品質向上に貢献するものと思われま

す。また、省力化と品質向上をねらいとした自動環境制御装置による換気、地中冷却装置、養液土耕装置を備え、選花機や予冷庫なども設置しております。



超低コスト耐候性ハウス内のアルストロメリア

上伊那地域との連携による強力な産地づくり

木曾でのアルストロメリアの栽培はスタートしましたが、一番の課題は販売体

制でした。木曾農協ではアルストロメリアの生産から販売に至るまでのノウハウを持ち合わせておりません。そこで、指導・販売体制、技術や新品種に対する情報市場との連携など総合的に勘案して、これらの条件を持ち合わせている上伊那地域とタイアップしていくことがベターであるとの結論に達しました。

木曾農協と上伊那農協との農協同志で話し合いを進めていただき、相互の了解が得られました。そして、上伊那農協花き部会員となり、生産資材やタンボール等すべて上伊那の銘柄として生産・出荷することになりました。

上伊那の部会員になることにより技術検討会、市場との懇談会、新品種検討会等すべて同一歩調で行い、品質的に遜色ない切り花の生産を行うよう努力しています。

特に、花はブランド力があり販売に大きく影響しますので、後進の産地が新たに市場に切り込んで行くことは並大抵のことではありません。

また、上伊那地域としても、バラエティに富んだ品種を揃えられ、物量全体を増やして販売力を高めたい

との思いが一致し、この取り組みを受け入れることに同意が得られました。

上伊那地域との連携については、「権兵衛トンネル」の存在が大きく影響したことはいうまでもありません。社会環境の変化も上伊那地域との連携に大きく貢献しています。

法人としての経営の確立

法人として立ち上がったから二年間は全くの赤字経営でした。三年目からは、郵便事業を請け負ったことでほぼ収支がトントンなところまでこぎつけることができました。

平成十九年度からは、アルストロメリアの栽培がスタートし、本格的な花き経営が始まりました。

アルストロメリアの栽培では、施設整備に要する経費のほか、種苗導入に多くの資金を要します。前述しましたように、施設は木曾農協からリースで借り受けているため、減価償却費がかかりません。しかし、種苗導入で多くの資金を要したため、初年度は約四百万円の赤字、平成二十年度は約二百万円の赤字が出ています。

すべての施設が完成した平成二十一年度は、五十

六十万本の切り花ができること、単年度で黒字に変わることが予想されます。

しかし、決算書を見ますと、従業員の給料やパートに要する労務費は計上されておりますが、役員報酬はかなり低く抑えられております。今後、役員も正規な報酬を受け取り、なおかつ利益がでる経営にすることが重要です。

今後の課題と目標

①地域の担い手の確保

地域が活性化するためには、担い手となる若者の存在が不可欠です。今でも、中学生の農作業体験を通して将来を担うべき人材の確保に向けて取り組みを行っています。都会で勉強した後、木曾に帰ってきて地域その若者が帰ってきて欲しい。

できる基盤を今から作っておかなければならないからです。

②地域が良くなるために

地域の景観がよくなる、荒廃した農地をなくす、地域を支える、大切なことですが、本来泥くさく、しんどい仕事です。園芸部門だけで経営を安定させることは可能ですが、それでは、その経営に携わっている人だけがよくて、地域がよくなるわけではありません。

外から見たとき、農地が耕され、道路にはゴミが散っている。こんな活気のある地域にすることが大切です。そのため、グリーンサポーターとしてプラスになる経営をしなければなりません。

法人設立の初期の目的にあるように、地域を支える仕組みと、その取り組みが継続できる仕組み作りが大切です。

榎本代表と木下専務の二人のお話を伺っていて、地域を守ることへの限らない情熱を感じました。

木曾地域がますます元気になること、活気のある農業に発展することを期待致します。

(地域営農アドバイザー)



中学生の農業体験

県・地域の動き

農商工連携で農産物の高付加価値化を

標高千三百五十㍎、年平均気温温約八度、真夏でも三十度を越えることがほとんどない八ヶ岳を望む野辺山高原で、農業生産法人「信州森のファームチロリン村」の菊池千春さんは、レタス五百アール、ハクサイ百アール、キャベツ百アールを中心に、セルリー十アール、花豆五十アールなどを生産しています。特に菊池さんは、「おいしい野菜は土づくりから」を基本に、きのこの廃培地（コンコブ）に、腐葉土、落ち葉、カニガラ、米ぬか、炭、木酢液をブレンドした「特製炭ぼかし堆肥」を使っておいしさにこだわった高原野菜の栽培に取り組んでいます。

しかし、こだわりをもって作った野菜が十分評価されないこともあることから、農産物になんとか付加価値をつけて販売することができないかと考えています。そんな思いをもちながら、佐久市内商店街のイベントに参加した時、老舗のお菓子さんと出会いました。お菓子さんの方も、商品のマンネリ化に悩んでおり、「こだわりのもって生産された旬の農産物を使って新たに商品開発すれば、他とは違ったオリジナル商品ができるはず」、と考え、着目したのが、高標高で、土づくりにこだわり栽培した、大粒でふっくらした、味わい豊かな菊池さんの花豆（ベニバナインゲン）でした。

その結果、生産された規格外の花豆は、こし餡にするなどし、全量買取ってもらうことで生産リスクも軽減され安定した所得を得ることができました。一方、お菓子屋さんには、素材と味で付加価値をつけ、他店ではまねのできないこだわりの「森の花豆パイ」「豆大福」など旬の素材を活かした、オリジナルなお菓子を商品化することができました。



花豆を原料に開発された「森の花豆パイ」

菊池さんは「お菓子の素材となる良いものをつくるのが私の仕事で、ブランドにするには買ってくれた消費者に評価していただくことが必要だ」、と言っています。どんなにこだわってつくっても、買ってもらわなければただの自己満足に過ぎません。今回は、農業者と商業者が連携し消費者の立場で農産物生産や商品開発を行うことで、双方に元気がでてメリットも享受できた取り組みであったと思います。この事業がきっかけで今年には新たに、旬のお菓子づくりの素材となる、小豆、カボチャ、ごぼう、ナガイモ、とうもろこしなど数種類の栽培に取り組んでいます。（佐久農業改良普及センター小海支所）

集落営農活動に 取り組む

富士見町では、夏期の涼やかな気候を利用して、花き、野菜を中心とした園芸農業や、酪農経営が営まれています。しかし、近年、販売価格の伸び悩みと生産資材の高騰により農業経営の厳しさが増すとともに、農業従事者の高齢化と担い手不足による耕作放棄地の増加等の課題が発生してきています。このような中で、平成十九年から、町や関係機関・団体等が連携して、集落営農やJA出資法人等の視察研修を行うとともに、町内農家に対するアンケート調査の実施などによる農業振興方策の検討を重ねてきました。平成二十一年二月には、富士見町農業振興大会が開催され、「集落営農の考え方と進め方について」兵庫県立農林水産技術総合センターの森本秀樹氏による講演を実施した後、「富士見町の今後の農業に関するアンケート調査結果」を報告したところ、現状を打破するために集落営農に取り組んで行こうとする気運が盛り上がり上がってきました。そこで、今年の四月に集落営農に取り組んでみようという組織（集落）の募集がなされ、意欲ある四地区から希望が上がってきました。



集落代表による決意表明

このため、町、農業委員会、JA、普及センターで

は、富士見町集落営農支援組織連絡会を設立し、これら四モデル集落を中心に、地域の実情に即した集落営農モデルを構築するための話し合いや農地の利用状況の把握、ジャム等の特産品開発、耕作放棄地への山菜や軽量野菜の導入試験等の支援を行うこととなりました。

また、六月一日には、集落営農推進モデル地区の代表者と関係者が一同に会し、集落営農の推進に向けた団結式が開催され集落代表による決意表明が行なわれました。

このように、今後、集落営農により富士見町農業を維持・発展させていくため集落と関係者が一体となって新たな一歩を踏み出すよう頑張っています。
(諏訪農業改良普及センター)

農業公社の担い手育成の取り組み

農業の担い手の確保・育成が重要な課題となっていることから、(株)長野市農業公社では設立時から、担い手育成・支援事業として、認定農業者及び農業生産法人等に対し、農業公社が農

地保有合理化促進事業により集積した農地を法人については、百アール以上、認定農業者については、三十アール以上を一定期間賃借するとともに、自立した安定的農業生産を行うための固定経費（農地の小作料及び農業機械のリース料）の一部を三年間助成する「農業生産法人等育成事業」を実施しています。

現在、この制度と農業法人化支援事業により、新たに二つの農業生産法人が設立され、二年間に八・四畧の農地の流動化が図られたところです。

また、今年度農地法の一部改正により、所有権を伴わない、賃借のみによる企業等の農業参入の要件が緩和されたことから、今後、



農業生産法人の収穫作業

この拡大が見込まれますが、参入企業には、経済効率のみを優先させることなく、地域社会や農業に責任と自覚を持っていただく必要があります。

農業公社としては、深刻な担い手不足による遊休荒廃農地の解消対策として、企業等の農業参入は大きな役割を担うものと期待しており、新たな「農地利用集積田滑化事業」により、農地の集積・流動化を更に進めてまいります。

今後、長野県担い手育成総合支援協議会及び各種農業関係団体並びに長野市農業委員会等と連携を図りながら、担い手の育成に取り組んでまいります。
(長野市農業公社)

(農)新田安曇野生産組合が設立される

安曇野市豊科新田地区の農業の維持・発展を図るため、当地区の農業者により農事組合法人「新田安曇野生産組合」が、今年の八月二十二日に設立されました。

この組合は、当地区の水田農業の維持・発展に貢献することを基本の方針とし、法人として組合員など



8月の設立総会

の水田で水稻、麦、大豆の生産や農作業の受託などを行なう計画です。

当新田地区は、安曇野市の中央に位置し、住宅地や商工業施設に囲まれ、JR大糸線や国道百四十七号線が横断している市街地において、圃場と住宅が混在していることから、農業機械の移動や圃場への搬入の不便さなど、圃場条件は決して恵まれているとはいえません。加えて、農業者の高齢化や後継者不足が進み、これから水田を維持していくことが困難な状況となっていました。

そこに、国の農政改革の大きな柱として平成十九年度から水田経営所得安定対策が導入されることとなり、担い手（認定農業者四畧・集落営農組織二十畧）に限

定した施策が示されました。

このような状況のなかで、今後の新田地区の農業を背負っていくことができた、担い手を中心とした農業の生産態勢を築くことが求められていました。

当地区では過去三年間に亘り、現在の農業や地域が抱える様々な課題を出し合い、自分のこととして考えながら話し合いました。その中で担い手となりながら国の制度を活用できる方法の検討を重ねるなかで、農地面積の二十畧の集積と法人化計画に基づく五年後の法人への移行が課題となりました。

そこで、始めから農事組合法人を設立し、認定農業者となり面積要件をクリアすることで、課題の解決方法をまとめ、設立の運びとなりました。

最終的に二十八名の構成員で農地は十九畧を集積することができました。

生産組合では、二十二年産麦の作付けから始めて、水稻と麦の後の高度利用として大豆の栽培に取り組みほか、作業受託も積極的にを行い安定した経営を目指します。

(JAあづみ営農事業部)



農商工連携事業について

農業経営コンサルタント 大熊 桂 樹

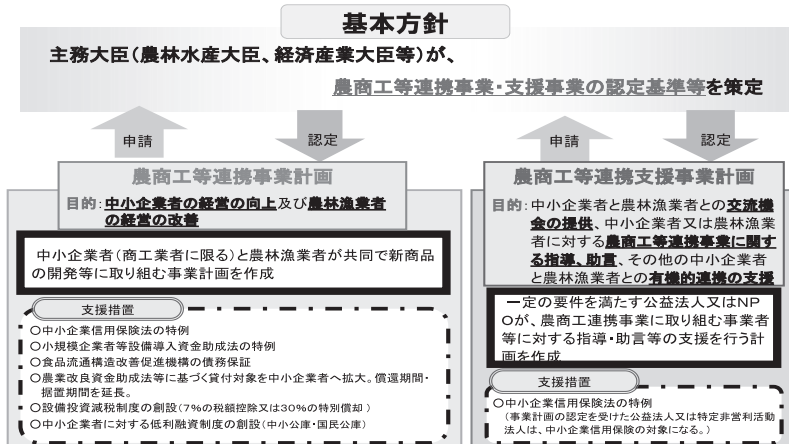
農商工連携とは

農山漁村には、その地域
の特色ある農林水産物、美
しい景観など、長い歴史の
中で培ってきた貴重な資源
がたくさんあります。

農商工連携は、このよう
な資源を有効に活用するた
め、農林漁業者と商工業者
の方々がお互いの「技術」
や「ノウハウ」を持ち寄っ
て、新しい商品やサービスの
開発・提供、販路の拡大
などに取り組むものです。

そこで、農林漁業と商工
業等の産業間連携（農商工
等連携）を強化し、地域経
済を活性化するための法的
な枠組みを整備するために
平成二十年七月二十一日
「農商工等連携促進法」が
施行されました。同法では、
農林漁業者と中小企業者が
共同で行う新たな商品やサ
ービスの開発等に係る計画
について国が認定を行い、
この計画に基づく事業に対
し、補助金、政府系金融機
関による低利融資、信用保
証の特例等の支援が行われ

農商工等連携促進法が支援する二つの事業スキーム



ることになります。

農商工等連携促進法の制度概要

本法では、農商工等連携を促進するために、二つの事業スキーム及び支援措置を講じています。一つ目は、農林漁業者と中小企業者が

共同して、新商品の開発等に取り組む計画を作成し、認定を受ける「農商工等連携事業計画」です。二つ目は、公益法人やNPOが農商工等連携事業への取り組みに対して指導・支援を行う計画を作成し認定を受ける「農商工等連携支援事業計画」です。これらの計画（五年以内）を国が策定する「基本方針」に基づいて作成し、主務大臣に提出します。計画認定を受けると各種支援が受けられます。

①農商工等連携事業
農林漁業者及び中小企業者が共同して農商工等連携事業を計画します。具体的には、以下の内容が計画に盛り込まれていなければならない。
・中小企業者と農林漁業者が有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用

・事業により、新商品若しくは新役務の開発、生産又は需要の開拓が実現すること
・中小企業者の経営の向上かつ農林漁業者の農林漁業経営の改善が実現すること
②農商工等連携支援事業
公益法人やNPO法人が農商工等連携事業に対し、指導や助言等の支援を行う計画です。
※一般社団法人・財団法人の場合、出資金額又は拠出された金額の二分の一が中小企業者によるもの。NPO法人の場合、表決権の二分の一以上を中小企業者が有していること。また、中小企業者、農林漁業者をはじめ、商工会議所、商工会、JA、大学等の関係機関とのネットワークを有していることが必要です。

具体的には、以下の内容が計画に盛り込まれている必要があります。
・中小企業者と農林漁業者との交流の機会を提供すること
・中小企業者又は農林漁業者に対する農商工等連携事業に関する指導又は助言その他の中小企業者と農林漁業者との有機的な連携を支援すること
・計画期間内に5件以上の農商工等連携事業を形成すること、又は5件以上の農商工等連携事業に対する指導・助言を行うこと

また、予算面でも中小企業者と農林漁業者の出会いの機会の創出、連携計画の作成支援、計画実現化のサポートまで幅広い支援措置が講じられています。

これまでの認定実績は農商工等連携促進法に基づき全国で認定された件数は、「農商工等連携事業計画」二百五十六件（内県内六件）と「農商工等連携支援事業計画」六件となっています。

農商工連携にチャレンジする場合、全国三百二十七箇所に設置されている地域連携拠点（各商工会議所等）や全国十力所にある中小企業基盤整備機構の地域活性化支援事務局などが相談窓口になります。これらの機関の専門家は、窓口相談や計画作成のアドバイス、計画認定後のフォローアップまで対応してくれます。また、計画の申請先となる経済産業局、農政局でも相談を受け付けています。

地域の基幹産業である農林水産業と商業・工業等の産業間での連携を強化し、川上から川下までをつなぐ「農商工等連携」により、地域経済の活性化の実現に向けてチャレンジしましょう。

改正農地法と新しい集落営農の可能性

農山村地域経済研究所長
(元山形大学農学部教授)

楠本雅弘

進化する集落営農

駒ヶ根市の(農北の原は、男性の家長だけで組織する従来型の組織と異なり、経営主の妻や他産業に従事している後継者たちも出資して正組合員となって組織の運営に参加している。女性部・青年部も組織され、それぞれ地域の子供たちのために子供農園を設置しての地域ぐるみの食育活動、生き物観察会、収穫祭など独自の役割を分担する。老・若・男女の別なく地域の人材が総参加することによって、米・麦・大豆だけでなく、青ねぎ・こまなど多品目の生産が可能になり、経営の充実にも寄与している。

集落営農組織は、「地域の農地をより高度に活用し、多様な人材の参加によって効率的で活力ある農業生産・経営体」として発展できる大きな可能性が実証さ

れている。

そればかりでなく、高齢化・過疎化が進行した中山間地域の島根県などでは、三十年以上にわたる集落営農推進の歴史の積み重ねの中から、県・市町村・農業団体の連携した支援活動にも支えられて、多彩な集落リーダーたちが育ち、集落活動の活性化、高齢者の生活利便の向上、Iターン・Uターンなど担い手労働力の確保などの「地域活性化」に大きな役割を發揮する集落法人が数多く設立され注目されるようになった。

具体的には、高齢者の通院・買物等の外出支援送迎サービス、農協ガソリンスタンドの灯油配達サービス、除雪、森林組合から受託した間伐・下草刈り、農業公園や観光施設の運営管理受託、廃校舎を活用した学童保育、弁当の宅配等々その活動は多彩である。

改正農地法の活用

今回の農地法の改正によって、これまでの農事組合法人型の農業生産法人に加えて、新しい集落営農法人

が可能になり、前述したような多面的な活動がやりやすくなったことに注目したい。

すなわち、農地を所有せず貸借などで経営する場合は、役員に農業従事者が一人いればその構成員および営む事業に制限がなく、どのような形態の法人でも認められる。

たとえば、集落の農家・非農家の別なく、商工業者・土建業者・行政・農協

だけでなく都会へ移住した家族、取引先のスーパーや生協などが構成員となって株式会社を設立し、農業生産・農作業受託・農産物の加工販売・レストランや直売所の運営の他、前述したような多面的な事業を展開することが可能になったのである。

地域や集落の「百年の大計」として、集落営農の大きな可能性を活用してみようではないか。



農地利用集積円滑化事業とは

農地利用集積円滑化事業は、地域内の農地を面的にまとめた形で担い手に集積することを目的として、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い創設された新しい事業です。

この事業には、「農地利用集積円滑化団体」が農地の所有者から委任を受けて、所有者を代理して農地の貸付等を行う「農地所有者代理事業」と農地利用集

積円滑化団体が農地を買入・借受等を行い担い手に売却・貸付等を行う「農地売買等事業」などがあります。

事業を実施する農地利用集積円滑化団体は、地域の関係機関・団体と連携・協力しながら農地の担い手への集積を行う組織で、市町村・農業協同組合・市町村公社・地域担い手総合支援協議会などの中から地域の実情に応じてもつとも適切な組織を市町村ごとに決めることとなります。

市町村等で事業実施に向けて所定の手続きが必要となりますので市町村によって多少の差はありますが、平成二十二年夏以降には事業が実施される予定です。

この制度により、農地所有者

にとつては、自ら貸付先を探すことや面倒な手続きをすることなく、安心して農地を任せることができます。一方、担い手にとつては、多数の農地所有者と交渉することなく農地をまとめることができ、効率的な農作業が可能になり生産性が向上するなどのメリットがあります。

担い手に優先的に農地を集積するには、地域内での農地の利用のあり方や「どの土地をだれに集めるか」といった農地の利用集積の方向性に対する合意形成が大切になります。そのため、関係機関が連携した体制づくりや農地利用改善団体・集落営農組織などにおける話し合いを通じた地域の合意形成が重要となります。

(県農村振興課)

貸したい・売りたい農地の
情報を広く収集・提供して
います！

長野県農業会議、(財)長野県農業開発公社及び(社)長野県担い手育成基金では、インターネットを活用した「貸したい・売りたい農地」の情報提供事業を本年度から実施しています。

これは、インターネット上で、全国農業会議所が運営する「農地情報提供システム」を利用し、「貸したい・売りたい農地」の情報を登録し、経営規模を拡大したい方や新規就農者に情報を提供するものです。

これまで八十件を超える農地情報が登録されていますが、今後も「貸したい・売りたい農地」の情報を広く募集していきますので、どしどしお寄せください。農地を利用したい方から問い合わせがあれば、市町村等にお知らせし、希望に応じて利用者の現地案内を行います。また、新規就農相談会等でもこれらの情報を新規就農者へ提供します。情報の登録料は無料です。

が、登録に当たっては所有者の同意を得るとともに、所有者の住所・氏名等や農地の字・地番は個人情報として非公開としています。詳しくは、県農業会議所までお問い合わせ下さい。

(電話)〇二六・二三四・六八七(一)

「農業情報提供システム」のアドレスは次のとおり。
<http://agri.nca.or.jp/>

投稿募集

農業・農政に対する意見や提言、感想、地域農業の新しい動きなど自由に書いてFAX、Eメールで投稿してください。

(氏名、年齢、住所、主な経営部門はわかるようにしてください)。様式は問いません。投稿先は、下記の県担い手育成総合支援協議会「担い手情報」係あて

支援の窓

参加者募集

平成二十一年度の「農業経営改善セミナー」を開催します

長野県担い手育成総合支援協議会では、認定農業者などの皆さんに経営管理能力の向上や経営発展に必要な知識の習得をして頂くため、左記のセミナーを開催します。

参加を希望される方は、当協議会事務局まで電話、ファックス、メールにより、氏名・住所・電話番号をご連絡ください。申込締切日は、それぞれのセミナー開催日の十日前迄です。なお、対象者は農業経営の改善・発展を目指す農業者(認定農業者等)、法人の経営者・研修生、法人化を目指す農業者、農業生産組織、集落営農組織の代表・構成員、地域担い手育成総合支援協議会・市町村・JAおよび関係機関・団体の担当者等で参加費は無料です。

【第一回】

〇日時 平成二十一年十二月二十二日(火)
十時～十六時三十分

〇場所 安曇野市豊科 サンモリッツ
〇内容及び講師
・「法人化による魅力ある経営」
農業経営コンサルタント 井出 万仁氏
・「法人等経営体の体質強化」
事業戦略構築研究所A X 高木 響正氏
・「法人の社会保険制度と労務管理」
社会保険労務士 福島 邦子氏

※終了後、コンサルタントによる個別相談を実施
【第二回】
(東北信会場)
〇日時 平成二十二年一月十四日(木)
十時～十六時三十分
〇場所 千曲市屋代 長野県千曲庁舎内会議室
(中南信会場)
〇日時 平成二十二年一月二十日(水)
十時～十六時三十分
〇場所 松本市浅間温泉 浅間温泉文化センター
〇内容及び講師
・「認定農業者制度と支援施策」
県農村振興課

参加者募集

平成二十一年度の「農業経営改善セミナー」を開催します

長野県担い手育成総合支援協議会では、認定農業者などの皆さんに経営管理能力の向上や経営発展に必要な知識の習得をして頂くため、左記のセミナーを開催します。

参加を希望される方は、当協議会事務局まで電話、ファックス、メールにより、氏名・住所・電話番号をご連絡ください。申込締切日は、それぞれのセミナー開催日の十日前迄です。なお、対象者は農業経営の改善・発展を目指す農業者(認定農業者等)、法人の経営者・研修生、法人化を目指す農業者、農業生産組織、集落営農組織の代表・構成員、地域担い手育成総合支援協議会・市町村・JAおよび関係機関・団体の担当者等で参加費は無料です。

【第三回】

〇日時 平成二十二年二月二十二日(月)
十時～十六時

〇場所 安曇野市豊科 サンモリッツ
〇内容及び講師
・「青色申告制度とメリット」
税理士 神谷 正紀氏 他
・「青色申告書を活用した経営改善」
農業経営コンサルタント 井出 万仁氏

※終了後、コンサルタントによる個別相談を実施
【第四回】
〇日時 二十二年三月十日(水)
十時～十六時
〇場所 安曇野市豊科 サンモリッツ
〇内容及び講師
・「個別経営体の経営戦略事例」
(株)テツカライス代表 手塚 千治氏
・「激動期に求められる経営者能力」
東京農業大学教授 門間 敏幸氏

・「経営戦略とビジネスモデルの開発」
東京農業大学教授 門間 敏幸氏